



特殊仕様である機械装置の取得時期

～売買契約ではなく請負契約に基づく取得と判断～

減価償却資産の償却費を損金の額に算入するには、期末までに「取得」していることが要件の一つとなっています（法31①）。今回は、プラスチック製品の量産化のための機械装置の取得時期について争われた事例をご紹介します。（令和5年3月9日東京地裁・棄却・控訴・TAINSコード：Z888-2651）

<事案の概要>

プラスチック製品のパレットの製造等を行う原告は、ミューセル形成対応の射出成形機4台及び制御装置4台（本件各機械装置）を代金合計10億5000万円で、B社に発注し、平成27年9月17日、B社から注文請書を受けたことにより、原告とB社との間で、本件各機械装置の導入に関する契約（本件契約）が成立しました。本件各機械装置は、平成28年3月から5月の間に原告の工場に納入等されました。

この事案は、原告が本件各機械装置を平成28年5月31日以前に取得等したことを前提に、減価償却及び税額控除（措法42の6⑧）をした上で、平成28年5月期、平成29年5月期の法人税等の確定申告等を行ったところ、岐阜北税務署長から更正処分等を受けたため、原告がその取消しを求めるものです。

<裁判所の判断>

東京地裁では、次のとおり判断し、本件契約は規格品である射出成形機及び制御装置の売買契約で、平成28年5月31日までに、本件各機械装置を「取得」している旨の原告の主張を斥けました。なお、控訴審（令和5年11月9日東京高裁・Z888-2702）でも、この判断は維持され、裁判は確定しました。

1 本件契約の法的性質は請負契約

本件契約締結時点において、ミューセル形成の方法によるパレット製造は実績に乏しく、大型の射出成形機では採用されたことがなく、また、ミューセル形成でパレットを製造するには技術的困難性が存在するところ、原告は、そのことを前提に、製造ラインを増設するという重要な経営判断の中で、あえてミューセル形成によるパレット製造を計画し、B社との間で、同社が保有するミューセル形成に対応した試験機の性能をもとに打合せを続け、双方の間で、ミューセル形成を前提とする射出成形機の基本的性能が確定され、本件契約の締結に至ったものである。そうすると、原告及びB社は、ミューセル形成の方法によってパレット製品を量産化することを当然の前提として契約締結交渉をしていたものと解するのが自然である。

よって、原告及びB社は、平成27年9月17日、ミューセル形成の方法によりパレット製品を量産化できる程度の能力を有する射出成形機及び制御装置をB社が製造し、原告がそれに報酬を支払う旨の請負契約を締結したものと認められる。

2 本件各機械装置の取得時期

本件契約は量産化できる程度の能力を有する射出成形機及び制御装置を原告の工場に導入するものであったこと、射出成形機及び制御装置が同工場に搬入され、原告がこれらを事実上占有するに至った後に、B社による発熱問題対策が実施されていること、発熱問題対策の進行に応じて分割代金が逐次支払われていることからすれば、本件契約においては、発熱問題対策が終了し、上記の能力を有する射出成形機及び制御装置が完成すると同時に、B社から原告に、目的物の引渡しが行われ、その所有権が移転すると解するのが相当である。B社が、ミューセル形成の方法によりパレット製品を量産化できる程度の能力を有する射出成形機及び制御装置の製造を完成させたのは、平成29年7月ないし9月であったと認められる。

よって、原告が請負契約に基づいてB社から本件各機械装置の引渡しを受け、その所有権移転を受けたのは、平成29年7月ないし9月であったと認められ、原告は本件各機械装置を平成28年5月31日以前には「取得」しておらず、また、平成29年5月31日以前にも「取得」していないということになる。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判56頁）が必要な方は、2,500円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。